

一般社団法人 山梨県バスケットボール協会 役員等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、「一般社団法人山梨県バスケットボール協会」(以下「本協会」という)の基
本規程に基づき、本協会の役員等の業務および職務に関する事項を定める。

(基本理念)

第2条 本協会は非営利性が徹底された非営利型法人であることから、役員は、報酬に関係なく、
奉仕することを前提に役職に就くこととする。

(役員の義務)

第3条 本協会の役員は、理事会の決定事項に責任を負う。ただし、会長の専決が行われた事項に
ついてはその限りではない。

(会長)

第4条 会長は、本法人を代表し、定款に基づき、その業務を総括する。
2 会長の職務は、次のとおりとする。
(1) 事業計画の策定および実施方針に関すること。
(2) 収支予算の原案作成に関すること。
(3) 月次および期末決算に関すること。
(4) 代議員会、理事会等の重要な会議に関すること。
(5) 定款、各種規程の制定および改廃に関すること。
(6) 監督官庁に対する重要事項、認可、承認、届出、報告に関すること。
(7) 組織および権限の委任に関すること。
(8) 人事制度に関すること。
(9) 役員の委嘱に関すること。
(10) 役員の表彰および懲戒処分に関すること。
(11) 役員の出張に関すること。
(12) 重要な契約等の締結に関すること。
(13) 重要な資産の取得、賃貸借および処分に関すること。
(14) 重要な業務の委託または受託に関すること。
(15) 取引金融機関の決定または変更に関すること。
(16) 事業資金の一時借入または償還に関すること。
(17) 予備費の支出に関すること。
(18) 予算の変更に関すること。
(19) 訴訟行為、損害賠償等に関すること。
(20) 労働契約に関すること。
(21) 登記に関すること。
(22) 寄付金に関すること。
(23) その他法人の重要事項に関すること。
3 会長は、前2項の各号の執行を専務理事に委任できるが、決裁権は会長が有する。

(副会長)

第5条 副会長のうち1名は、会長とともに本協会を代表し、会長に事故あるときまたは欠けたと
きは、その職務を代行する。
2 副会長の職務は、次のとおりとする。
(1) 会長を補佐し、会長の事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。
(2) 会長が委任した事項については、会長の決裁事項を代理決済することができる。
(3) 会長と連絡調整しつつ、常務理事と連携して、担当する専門委員会等を統括する。
(4) 会長から命じられた特命事項を担当する。

(専務理事)

第6条 専務理事は、本協会の実務面での業務を中心的に推進し、本法人の業務を執行する。
2 専務理事の職務は、次のとおりとする。
(1) 会長及およ副会長を補佐して業務を処理し、会長および副会長に事故あるときまたは欠け
たとき、その職務を代行する。

- (2) 本協会の事業執行に関すること。
- (3) 役員の研修および事業に係る職務の指導に関すること。
- (4) 寄付金に関すること。
- (5) 寄付金の執行に関すること。
- (6) 交際費の執行に関すること。
- (7) 慶弔費の執行に関すること。
- (8) 動産の賃借権に関すること。
- (9) 情報公開に関すること。
- (10) 会長が委任した事項の執行に関すること。
- (11) その他前各号に準ずる事項に関すること。

(常務理事)

第7条 常務理事は、専務理事の業務を補佐し、本協会の執行を円滑にし、業務を分担し執行に努める。

2 常務理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事が不在の場合、専務理事の職務は常務理事が代行する。
- (2) 専務理事に協力して本会業務の推進に関すること。
- (3) 専務理事と連絡調整しつつ、副会長と連携して、担当する専門委員会等を支援し、その業務を推進する。

(理事)

第8条 理事は、当法人の業務を分担し執行に勤める。

2 理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事あるいは常務理事に協力して本会業務の推進に関すること。
- (2) 担当委員会の運営及び管理に関すること。
- (3) 他の委員会及び特別委員会への協力に関すること。
- (4) その他、関連する加盟団体との連携に関すること。

(監事)

第9条 監事は、民法および定款に監事の業務と定められたことを行う。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

(補則)

第11条 本規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 本規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。